３　法附則第八条の二の二第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五様式によるものとする。

４　法附則第八条の二の二第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第四項の法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

（法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六の二　法附則第八条の二の二第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

２　法附則第八条の二の二第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第四項の法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

（法附則第九条第二十項の取引）

第二条の八　法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

（法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九　法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。

２　法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

３　法附則第九条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

３　法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五様式によるものとする。

４　法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の法人又は同条第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

（法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類）

第二条の六の二　法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

２　法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第七項の法人又は同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

（法附則第九条第二十一項の取引）

第二条の八　法附則第九条第二十一項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）

第二条の九　法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。

２　法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

３　法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。